

第 62 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時： 2016 年 6 月 24 日 15:00～18:00

◆会場：財務省 4 階第 1 会議室

◆議題

財務省提案議題

議題 1：国際開発金融機関（MDBs）総会（世銀、ADB、AfDB）、G7 仙台財務大臣会合の報告

議題 2：途上国における発育不良・栄養問題について

NGO 提案議題

議題 3：モザンビークの債務問題と円借款の供与方針について

議題 4：栄養改善について

議題 5：G7 サミットを受けて租税回避の取組みについて

議題 6：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業（IDA、IBRD、MIGA、ADB）に関する世界銀行・アジア開発銀行の今後の関与について

議題 7：バタン石炭火力発電事業に対する JBIC の融資決定と環境社会配慮ガイドラインの運用

議題 8：インドのダリパリ石炭火力発電事業における JBIC の環境社会配慮

◆参加者

財務省側

1. 土谷晃浩（国際局 開発機関課長）
2. 高杉優弘（大臣官房参事官（国際局担当））
3. 村口和人（国際局 開発機関課 課長補佐）
4. 牧野正春（国際局 開発機関課 課長補佐）
5. 氷海剛（国際局 開発政策課 開発金融専門官）
6. 織田史郎（国際局 開発政策課 課長補佐）
7. 前田亮利（国際局 開発政策課 課長補佐）
8. 桑路和幸（国際局 開発政策課 環境調整第二係長）
9. 池田洋一郎（主税局 参事官室 参事官補佐）
10. 片岡絵里（国税庁 課税部課税総括課 課長補佐）

NGO 側

1. 柴田哲子（ワールド・ビジョン・ジャパン）
2. 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
3. 地引英理子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
4. 馬場冬威（日本リザルツ）
5. 高橋真美（日本リザルツ）

6. 田中徹二（グローバル連帯税フォーラム）
7. 森下麻衣子（オックスファム・ジャパン）
8. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
9. 高橋清貴（日本国際ボランティアセンター）
10. 津山直子（アフリカ日本協議会）
11. 木口由香（メコン・ウォッチ）
12. 東智美（メコン・ウォッチ）
13. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
14. 鈴木康子（気候ネットワーク）
15. 小野寺ゆうり（FoE Japan）
16. 深草亜悠美（FoE Japan）
17. 小林由紀男（アジア・コミュニティ・センター21）
18. 外池英彬（Japan Youth Platform for SusTAinability）
19. 望月章子（アジア開発銀行・駐日代表事務所）
20. 古沢広祐（JACSES）
21. 田辺有輝（JACSES）
22. 黒木正恵（JACSES）
23. 藤本恵理奈（JACSES）
24. 山澤宗市（JACSES）

財務省提案議題

議題 1：国際開発金融機関（MDBs）総会（世銀、ADB、AfDB）、G7 仙台財務大臣会合の報告

MOF 土谷：

開発機関課長として、日本が所属している 5 つの機関の総会に出席した。世銀は総会ではなく開発委員会である。今年、日本は G7 サミットの議長国で、財務省としては仙台で G7 財務大臣中央銀行総裁会議、その翌週には G7 伊勢志摩サミットと一連の会議があった。もちろん G7 で開発は議題の一部である。皆さん外務省の方から既に色々説明を聞いていると思うので、財務省から見てどういうことを今年の一連の会合の中で取りあげてきて、どういうかたちで成果としてまとまったのかを簡単に報告したい。

資料に沿って話す、財務省として開発に関して主に取り上げてきたことは 3 点ある。1 点目はインフラである。インフラは重要であり、特に MDBs の中でも注目が集まっている。G20 でもマクロ経済運営の視点においてインフラは欠かせないものと認識されている。日本は一貫してこの議論の中で量だけではなく質を重視して取り組んでいくべきとのメッセージを発信し続けている。その一連の成果として、今回 G7 伊勢志摩首脳宣言に加えて、G7 伊勢志摩原則として、質の高いインフラ投資の推進のために、基本的に日本が主張してきたことを G7 で共有したことが公表されている。今後、インフラ分野での日本政府の活動にあたってはこの原則を当然踏まえると同時に、こういった考え方を私達の業務の範囲内例えば MDGs の中にも反映する方向で取り組みたい。

2点目であるが、これはもちろん財務省だけではなく外務省、厚生労働省、あとは様々な形で NGO の方々と協力しながら、保健分野を 1 つの重要なトピックとして一連の会合の中で取り上げてきた。資料の 4 ページをご覧頂くと、今の国際保健に関わる取組みを 1 枚の簡単なポンチ絵で整理したものがあある。日本としては元々ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを積極的に推進することに、熱心に取り組んできた。2 年前にエボラ危機が発生し、パンデミックに対する危機対応もとの考えの下、国際保健の分野について、感染症の発生した時の危機対応だけではなく、平時からの備え、この 2 つを車の両輪としてしっかり取り組んでいくとのメッセージを様々な国際会議の場でも発信し続けている。

それは MDBs の場でも同様で、その具体的な表れとして、まず左半分が危機対応になる。これについては WHO というプレイヤーがいるが、WHO が対応しているのは本当の危機の初期段階で、新たに世銀が中心となって、この保健の仕組みを活用する。一定の感染症等が発生した場合に、迅速に資金が途上国に行き渡る仕組みを、日本と世銀が中心となって作り上げることに合意し、それが G7 伊勢志摩サミットの機会にローンチされた。WHO のまさに緊急的な対応を要する緊急対応基金と、世銀で具体的に最終的な仕上げをしている PEF（パンデミック・エマージェンシー・ファシリティ）と称しているところのこの 2 つが上手く連携する形を目指している。万が一感染症が発生した時に資金面で不安なく取り組んでいけるような体制を整えている。

右側であるが、アフリカ等の非常に貧しい国では保健システムの整備自体がなかなかうまくいっていない実情がエボラ危機でも露わになった。これは息の長い、簡単に解決できる話ではないが、やはり国際社会の焦点をそこに当てて、しっかりと資金配分も手当し取組んでいく姿勢で日本政府として進めてきた。具体的には、8 月末に TICAD がナイロビで開催されるので、世銀と協力して、アフリカでの UHC for Africa 推進に向けたイニシアチブを発表できないかと考えている。具体的な表れについては、まだ粗々の段階なので、8 月に発表になる。

現在、IDA の増資交渉が行われていて、年末に決定されるが、これは財務省が主管官庁である。重点的に取り組んでいるのは、IDA の資金配分の中で、保健の制度の平時からの整備に充てていけないかである。マルチの交渉なので今の時点で成果が出ているとは言えないが、財務省としては努力しているところだ。ナイロビでの UHC for Africa と IDA の資金をセットにして、困難な課題ではあるが、少しでも平時からの保健システムの整備に役に立てれば良いと考えており、以上が保健の紹介である。

3 点目、前々回に難民関係の説明のお願いをし、我々も大変参考になったが、その後も国際社会においては 2 月にイギリスでシリア難民対応の会合が行われ、4 月の世銀開発委員会の主たるトピックも難民の対応だった。伊勢志摩サミットの直前に行われたトルコ・イスタンブールでの世界人道支援サミットでも難民対応が主たるトピックであった。その流れを引き継いで伊勢志摩サミットが開催された。我々が聞くところによると、国連総会時にアメリカがまた大規模な難民支援の会合を予定していて、日本とは離れた地域ではあるが、やはり引き続き開発の分野では難民の問題が注目を集めると思われる。

実際に、世銀と国連が共同し MENA 資金イニシアティブを 4 月に創設している。これは、今シリア難民が増えているヨルダンとレバノンを対象とした譲許的資金ファシリティと、より広く長期的な中東の復興開発を支援するための保証ファシリティ、この 2 本立てで出来ている。日本としては足元のシリア難民対応の重要性、これに鑑みてこの譲許的資金ファシリティに 5 年間で総額 5000 万ドルのグラントを拠出し、さらに最大で 1000 億円の円借款を表明しているところだ。今最終的な制度設計が進められているので、私どももドナーとして今後はこの MENA 資金イニシアティブの運営に関わり、日本の考えを反映させると共に、真にシリア難民の役に立つような資金の使われ方を確保していきたい。

最後に、一連の MDBs の会合が終わった訳だが、難民問題は現状を反映した大きな 이슈ではあったと感じている。最近では、アフリカ開発銀行の総会に行ってきたが、今日説明して頂く栄養の話はウェイトを占めていると感じている。また途上国政府の切実な声としてインフラ整備をしっかりと欲しい。それも底流と感じている。次の 1 年間を考えると、日本では ADB の総会を横浜で開催する。財務省でも本格的な検討を始めたところだが、是非 NGO の皆様にもご参加頂き、一緒に盛り上げていければと思っている。引き続きその点も今後とも話し合えればと思っている。

大野：

PEF について、2、3 年間で 0.5 で、G7 の前にも発表したと思うが、以前 G7 の中で保健の専門家会合があった時に、2 月あたりに三村課長が出席して PEF に関しては他の G7 各国にも協力を求めているがなかなか厳しいと話していた。最終的に全部の金額の 10 分の 1 の拠出を決定したことになるが、他の G7 各国の拠出の度合いや willingness を教えて欲しい。PEF に関して、再保険会社の使用でミュンヘンだとかスイスが参加すると聞いているが、結局のところ日本の保険会社の参加は望めるかを教えて欲しい。

MOF 桑路：

PEF の拠出の状況について、G7 サミットに先立ち日本は 3 年間で 5000 万ドルの拠出表明をしているが、その他の G7 各国の拠出表明は得られていない。ドイツが拠出に前向きな話は聞いているが、具体的な話は聞いている。日本として PEF が円滑に設立されるように今後ともサポートする所存。再保険会社の日本企業の参加については、5 月の世銀による PEF の立ち上げの表明以前、財務省は日本企業と接触して積極的に入ってもらおうようお願いしているところ。PEF の立ち上げに向け、今後世銀側と再保険会社との具体的な調整が行われると認識しており、参加を希望する日本企業とも調整等行われるものと考えている。

議題 2：途上国における発育不良・栄養問題について

柴田：

途上国における発育不良と栄養問題についてのプレゼンテーションとの要望を頂いた。当初、その他にも NGO や企業による現場における取り組みについての説明のご要望も頂いたが、時間に対し議題が多かったため絞らせていただいた。また、栄養不良問題は途上国だけの問題ではなくなって来ているため、その様な観点からもお話をさせて頂きたい。特に、先ほどのご説明にもあったが、国際的にも栄養に関

するイニシアチブが多数出てきており、栄養不良の問題がクローズアップされているため、栄養関連の国際的なイニシアチブを中心に話したい。

栄養不良問題の概要だが、資料3ページを見ていただくと、今日世界では8億人近くが慢性的栄養不足、そして20億人以上が微量栄養素不足である。5歳以下の1億5900万人の子どもたちが、いわゆるスタンディング（発育阻害）である。そして5歳以下の約5000万人の子どもたちが低体重と言われている。栄養不良の問題が世界中で蔓延している状況。一方で、4ページにあるように、最近出てきている新たな常識、ニューノーマルと言われているものがあり、それは、44%の国々が低栄養及び体重過多・肥満の両方の課題を抱えている。これは2014年から今年で3冊目となるGlobal Nutrition Report（世界栄養報告）2016年版で、129か国を対象に調査を行った結果として、その内の57か国が両方の課題を抱えていると報告されている。次に、この様に複雑な様相を呈して来ている栄養の問題に対し、世界でも年を追うごとにたくさんのイニシアチブが盛り上がってきていることを説明する。併せて、日本も栄養問題に対し様々な貢献をして来ていることを説明する。

まず、5ページで、栄養問題が最初に世界的に注目を浴びたのは2008年のランセット誌の母子栄養シリーズ。2回に渡ってこのシリーズが出ているが、2008年の1回目に出たものが、妊娠から2歳の誕生日までの最初の1000日の栄養改善の重要性を強調していた。その後G7の場でも「食料安全保障イニシアチブ」が2009年に採択されている。日本は世銀と共にSUN（Scaling Up Nutrition）の生みの親と言われているが、その年、日本は第1フェーズに200万ドル、第2フェーズに2000万ドルの拠出をしている。そうした日本による拠出の成果もあり、2010年にはSUNが立ち上がっている。

2012年に「食料安全保障および栄養のためのニュー・アライアンス」がG7で採択され、同じ年に第65回の世界保健総会で「母、乳幼児及び子どもの栄養のための包括的実施計画」が採択された。特にこのWHO総会が重要なのは、国際的な栄養改善に向けた包括的実施計画が採択され、2025年までに達成すべき栄養に関する世界的な目標（Global Nutrition Targets 2025）が定められたことである。そして、表の中には書かなかったが、2012年にロンドンオリンピックがあり、イギリス政府そして今年オリンピックを引き継いでいるブラジル政府の共催でハイレベル栄養イベントが行われている。その翌年2013年に、ランセット誌の母子栄養シリーズの2回目が発行され、また、2013年のG8の際にも、ハイレベル栄養イベントNutrition for Growthが開催されている。このNutrition for Growthでは、94の政府・関係機関が出席して、栄養改善に対してこういった取り組みをする、こういった資金拠出をするとのコミットメントに署名をしている。

一方、日本の2013年の取り組みに目を向けると、様々な国際会議の場などで栄養に関する言及がなされている。5月に公表された国際保健外交戦略ではアフリカにおけるUHCに向けた取り組みの一環として乳幼児の栄養改善事業を推進することが言及されている。6月のTICAD Vの安倍総理のスピーチの中でも栄養関連の民間企業によるプロジェクトが紹介されている。6月にはイギリス政府のイニシアチブで作成されたGlobal Nutrition for Growthコンパクト、この中で日本政府が栄養改善に向けた官民連携パートナーシップを先導することを表明している。また、1回目の栄養ラウンドテーブルを、セーブ・ザ・チルド

ドレン、日本リザルツ、ワールド・ビジョン・ジャパンの3団体が共催するかたちで、日本政府、国際機関、NGO、民間企業、アカデミアといった栄養改善に携わる様々な機関の方を呼んで行なった。

6ページを見て頂くと、2014年は益々栄養に関する盛り上がりが出てきていることがわかる。11月にICN2(国際栄養会議)の2回目がローマでFAOとWHOの共催で行われた。そして先ほど言及したGlobal Nutrition Reportの1冊目がこの年に公表されている。日本国内に目を向けると、安倍総理がAU(アフリカユニオン)の本部政策スピーチで、女性の活躍とUHC達成手段の観点から栄養の管理の重要性について言及した。また、日英共同声明、日伯共同声明などで、日本政府が栄養改善にオリンピックのプロセスをモメンタムとして活用し、2020年の東京オリンピックに向けてモメンタムを維持することを表明している。さらにこの年に先ほどのマルチステークホルダーの栄養ラウンドテーブルの2回目を開催した。

2015年、G7エルマウサミットで、「エルマウ・ターゲット」と略称したが、栄養改善に関する目標が定められた。2030年までに開発途上国において5億人を飢餓及び栄養不良から救い出すことが表明されている。そしてGlobal Nutrition Reportの2冊目がこの年に出ている。日本国内の動きを見ると、ご存じの通り内閣官房の栄養改善事業国際展開チームがこの年に発足している。こちらは日本企業が栄養改善と言う切り口で途上国や新興国に進出するに当たって、どのように官民連携で後押しできるかを内閣官房主導で議論している。これまで8回の会合が重ねられており、来月に最終的な会合が開かれる。その次にGlobal Nutrition Reportセミナーの1回目をNGOの主催で行っている。これは先ほどのGlobal Nutrition Reportをセーブ・ザ・チルドレンが主導で和訳し、そのローンチセミナーを日本国内で開催したもの。7月には国際母子栄養改善議員連盟が発足し、あべ俊子議員が議長となって設立総会を行ったが、国会議員を含むマルチステークホルダー、様々な機関から160名の方が参加するなど大きな盛り上がりを見せる会となった。

2016年に入って、国連総会で「栄養のための行動の10年」が採択されたほか、Global Nutrition Reportの3冊目が発行され、いよいよ8月には2回目のNutrition for Growthイベントがリオデジャネイロで行われることになっている。日本国内ではGNRセミナーの2回目を行ったが、Global Nutrition Reportのメインの執筆者がスピーチをしたほか、200名以上の方々が国内外から参加され、とても大規模なイベントになった。国際母子栄養改善議員連盟の事務局長のあべ俊子先生がファシリテーションをして下さり、かなりハイレベルかつ盛り上がったイベントとなった。そして伊勢志摩サミットでも「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」が採択され、また、このあとのNGO側からの質問にもあるが、TICAD VIが8月に行われ、今年の秋には外務省の方で準備している食料安全保障および栄養に関する国際シンポジウムが今年の秋に開催される予定と伺っている。長々と説明したが、この10年弱の間で栄養改善に関する国際的な潮流が非常に盛り上がって来ていることを是非ご理解頂きたい。そしてそれに呼応するように、日本でも様々な栄養改善に向けた発表やイニシアチブ、議員連盟などの動きが出て来ており、いよいよ間近に迫った2020年の東京オリンピックに向けて、さらに盛り上げていく必要があると思っている。

次に、ドナーに求められる貢献として、栄養改善分野での資金需要について、最近世銀が出したレポートに基づき説明する。その説明の前に見るべき国際目標が2つある。1点目が、7ページにある、WHOの国際栄養目標2025（Global Nutrition Targets 2025）であり、これは2012年の世界保健総会で採択されたものである。目標が6つ定められており、1点目が先ほども申し上げたスタンディングで、5歳以下の子どもの発育阻害の割合を2015年までに40%削減するもの。そして目標の2が生殖可能年齢にある女性の貧血を50%削減すること。目標の3が低体重、出生時の低体重を30%削減する。目標4がいわゆるNew Normalに関連するところだと思うが、体重過多の子どもを増やさない。目標5が母乳育児で、最初の6ヵ月間の完全母乳育児の割合を50%以上にする。目標6が小児期の消耗症の割合を5%以下に減少・維持する、という6つの目標が設定されている。

もう一つ認識しておくべき国際目標としては、8ページにあるSDGsのゴール2、栄養と食糧安全保障に関する目標だが、この中の目標2.1と2.2が直接的に栄養改善に関連する目標となっている。2.1が2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に脆弱層が一年中安全かつ栄養のある食糧を十分得られるようにするもの。2.2が5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するとの目標だ。指標については、今年の3月にInter-agency and Expert Group on SDG Indicators（IAEG）から国連の指標委員会に提案している最新の指標案であり、まだ確定はしていない。

9ページを見ていただくと、先ほど見て頂いた6つのWHOのGlobal Nutrition Targetsのうち4つについての達成状況が、Global Nutrition Reportに出ている。達成見込みのある国がこの表の右側にあり、目標1が達成できそうな国は34%、目標2については3%、目標5については41%、目標6については52%となっており、非常に進捗が遅い状況である。この現在の進捗状況に基づいて世界銀行とResults for Development、1000 daysという団体が共同で発表したInvesting in Nutritionというレポートによると、6つの目標のうち4つを達成するための栄養直接介入に必要な投資は、今後10年間に毎年70億ドルで、うちドナーによる必要投資額は毎年26億ドルとされている。掲げられた目標に対し、現在の進捗、投資が非常に少ないことが示されている。

具体的にどのような取り組みをしたら良いのか。日本の貢献という観点でまとめたのが10ページのスライドだ。これはまだドラフトで確定していないが、先ほど話した国際母子栄養改善議員連盟で、現在栄養に関する国家戦略をまとめている、その中で採択される可能性が高い活動のリストになる。栄養に特化した介入、栄養に配慮した介入、栄養支援の環境整備という3つの分野での活動の事例を提示している。栄養に特化した介入を簡単に説明すると、栄養不良が深刻な地域、紛争地域や気候変動の影響による自然災害や食糧価格高騰が予測される地域への支援など、直接的な食糧支援等の実施。次に、国際協調を通じた支援の拡充。さらに、日本の健康調査、栄養調査や、官民の知見や経験をもとにした基礎的な栄養調査、インパクト調査研究の拡充というのは、なかなか栄養に関する介入の効果がどのくらい出ているかについてのエビデンスが圧倒的にまだ足りないため、そこに知見・経験がある日本の強みを活かすような支援ができるのではないかというもの。サーベイランスシステム構築への支援。最後に、皆さんもご覧になったことがあるかもしれないが「食事のバランスガイド」などによる栄養教育の経験を

活かした「乳幼児摂食習慣（Infant and Young Child Feeding）」のための技術支援などが挙げられる。

以上のように、具体的に、食糧支援でいくら、との提示は難しいが、こういった介入が想定されるだろうという事例を挙げている。栄養に配慮した介入や環境整備については資料に目を通して頂きたい。もしご質問があれば、私の他に栄養専門家のセーブ・ザ・チルドレンの地引さんもいるので、ぜひ挙げて頂きたい。

MOF 桑路：

財務省で保健栄養分野を担当している。先ほど柴田様から説明があった通り、財務省は世銀を通じ栄養分野の支援を行なっている。NGOの知っている範囲で結構だが、現地のこういった地域でどのような支援が具体的に必要な声として上がっているのか。具体的な例を挙げて頂きたい。NGOと民間企業が共同事業で栄養改善の支援を行なっていると聞いているので、具体的な事例を教えてください。

MOF 土谷：

関連して質問させて頂くが、栄養と一言で言うが関係する分野が多岐に渡っていて、当座の食料をどうするかとの話から、食べ物があっても行き渡っているのか、子どもの問題なのかお母さんの問題なのか等がある。今様々なイニシアチブが立ち上がっている中で、何が1番の問題だと捉えられているのか。資金の改善は非常に分かり易いが、リソースには限界がある中で、どこに重点化していった方が良いかと思っておられるか。また、私は良くアフリカ開発銀行の方と話をする機会がある。MDBsだからかもしれないが、当座の食料についての話もあるが、どのように自給するかが1番の問題だとの話が出る。それは必ずしも米の作り方をどう教えるかといった話だけでなく、農業をきちんとビジネスとして考えて、それが成り立つようなものにしないとイケないと言う人も結構多い。関連するか分からないが、関心事項として投げかける。

柴田：

まず国や地域についてだが、やはり先ほどの6つの指標について、状態が低いと言われているのはサブサハラアフリカの地域などである。NGO・企業の連携事例としては、やはり味の素とNGOの例は良く出されるところ。現在、行なわれている味の素とNGOの事例は報道などでも出ているので皆さまよくご存知だと思う。味の素では第2フェーズを準備されていて、そちらはワールド・ビジョンも連携する予定で世銀の社会開発基金を活用し、世銀、民間企業、NGOというマルチステークホルダーで連携する取組みになる予定。

重点化すべき分野に関連して、栄養の課題として挙げられるのが、先ほど仰ったように栄養が多岐に渡るセクターにまたがっているため、統計などで例えば保健分野に入ってしまうなど、栄養だけにいくら投資がされているかを捕捉するのが非常に難しいというものがある。だからこそ、国際的なイニシアチブが次々に立ち上がって、国際的にも栄養の問題について光が当たることはすごくありがたい。

一方、NGOが課題として感じているのは、国際的なイニシアチブはどうしても大きな国際的な枠組みを

作る話が多く、なかなか現場の状況に目が向けられないこと。医師でもあり、つい先日まで UNICEF 東京事務所の代表をされていた平林さんが、栄養改善には特定の栄養素だけを採るのはよくない、やはりバランスよく食事を摂るからこそ栄養状態が改善すると良く発言されていた。この観点から NGO が現場で行っているのが、例えば、栄養教室を開催し、お母さんたちと一緒に、現地で手に入る食材を使い、様々な食材を組み合わせる栄養価の高い食事を作る方法を一緒に学びながら、それを子どもに食べさせるという、生活習慣や食習慣から変える取り組み。ポジティブ・ディビエンス・ハースと呼ばれるが、地域の中で、全体的な環境が悪い中でも、栄養状態なり、子どもの成長が良い家庭が見られることがある。そういう家庭がどのような生活習慣や食習慣を持っているかを観察して、そこに栄養改善に繋がる様な取り組みを組み合わせながら、現地の方々の行動を変える取り組みである。手間も暇もかかるし、なかなか面的な展開が難しい活動であるが、このような現地の食材や習慣を活用した持続性の高い取り組みに対して、国際的なイニシアチブの中ではなかなか目が向けられないことは、少し残念だと思っており、自分達もその部分をもっと強調していかなければならないなと思っている。こういった潮流が盛り上がっているタイミングを活かして、NGO としての現場に根付いた動きをもっと紹介していきたいと思っている。

地引：

追加での説明だが、今日本政府が栄養分野に拠出している額が OECD の DAC の統計だと 2013 年が USD 109 Million で、2014 年が 56。カウントの仕方によっても変わるが、そのほとんどがユニセフを通じた支援だ。先ほど柴田さんより、戦略案の内、「栄養に特化した介入」で、「栄養不良が深刻な地域への支援実施」について話したが、これは毎年、日本政府が補正予算を通じて WFP やユニセフに対し支援をしているものを念頭に置いて書いた。毎年必ず補正予算で、主にアフリカの国々で気候変動の影響により、干ばつや洪水など起こった国々に対し、ユニセフや WFP を通じて栄養分野の支援して下さっているの、是非引き続きお願いしたいと思っている。

あとは本当に少ないが外務省の NGO 連携無償でも良いプロジェクトがたくさんあるので、主に現地の少数民族に対する支援や現地の食材を使った調理法の指導などを実施しているので、そういったところにも引き続き支援を頂ければと思っている。あと JICA の方でも栄養のプロジェクトはあるが、そんなに数が多くなく、5 年で 15 件程なので、もう少し栄養士の方の海外展開や育成の部分から始めないといけないと思っているが、さらにより多く活動して頂きたいと思っている。

古沢：

二点だけ追加すると、栄養・健康の問題は、ある種非常に社会的な、最終的に表れる結果としての矛盾点が問題だと思っている。特に直接的な支援とともにやはり制度的な、先ほどもインフラ的なことがあったが、重要なのは制度インフラの形成といった社会的なアプローチが必要だと思う。例えば具体例で言うと、日本の場合だと学校給食システムを持っており、最近子どもの貧困問題では、子どもが栄養を維持できるのは学校で給食ができるから。それでも十分でないで「子ども食堂」の取り組みなどがあり、日本国内でも矛盾が深刻化している。日本国内の課題とともに国際的にも政策を展開するような、内なる政策と外なる政策がリンクする方向性が重要ではないかと思う。具体的にはいろいろあるが、や

はり社会制度とか社会保障とか社会公共サービスがどこまで働いているかによって結果的に貧困ライン、栄養問題に表れて来る。

もう一点だが、この問題がさっきニューノーマルとの話が出てきていたが、これはかなり以前からずっと言われていて、最初は 1970~80 年代にアメリカでマクガバン報告という提起があり、アメリカの中で食事問題、一種過食、成人病と言われていた問題が出てきた。その当時、日本でもあり、北欧でも改善していこうという動きが広がった。食の見直しのプログラムがあり、日本の場合だと日本型食生活が提起され（1980 年代）、今またリバイバルしている。日本だと和食が世界遺産に登録されたし、日本の場合だと 2005 年に食育基本法ができた。やはり世界的には食育基本法のような仕組みはまだきちんとできていなくて、北欧等では独自のものが制度化されているが、そういう制度設計ないし社会制度的インフラ形成のアプローチがとくに重要になっている。日本でも健康管理で母子手帳の取り組み等が世界的に注目されてきた先駆的経験があるが、そういうものを新たにうまく救い出して支援する取り組みを形成していくことが課題ではないかと思う。

環境との関係で、今年の 12 月に生物多様性条約の COP13 がメキシコであるが、人間と自然との関係性の中で、今回は健康とか食と農がテーマの一つになっている。日本でも最近は医食同源という言葉や、身土不二、自分のからだ大地・自然は一体という考えが見直されている。健康と環境の関係をきちんと見なおす視点、それが自然環境・多様性の保全も繋がる。非常にマクロなレベルからミクロなレベルまで、健康を立体的に総合的に見ることの重要性について日本としても貢献していければと思う。

MOF 土谷：

せっかくの機会なので、厚労省や農水省が果たす役割は大きいと思うが、皆さまから見ていてそれぞれどういうスタンスでどこに重点をおいて欲しいかを教えて頂きたい。

古沢：

非常に縦割り対応しかできておらず、今回 SDGs という大きな枠組みで、相互に連動して、縦割りを超えて、いわば相乗効果を上げるアプローチが強調されているので、そういう個別の枠を超えることをやって欲しい。

津山：

プレゼンの中では含まれていなかったが、国際潮流として伝統食を見直す、日本の伝統食も見直されているが、アフリカの伝統食も微量栄養素あるいはそのほかの発酵なども含めて優れたものがあるって、そういったものを見直すことも非常に大事だし、今あったように環境と栄養を考えると多様な作物を作ってきた地域のあり方をもう一度リスペクトしながらやることも重要だと思われる。

NGO 提案議題

議題 3：モザンビークの債務問題と円借款の供与方針について

渡辺：

前回は財務省から TICAD に対する期待でお題が出ていて、どちらかと言うと懸念について話をした。その際にはアフリカ全体に関わるガバナンスの悪化と、債務の持続性に対するリスク・懸念といった潮流の傾向、その上で TICAD に向けてどのようなリスク予防をするのかを議論した。その際に事例として最後に少しモザンビークについて話をし、モザンビークの債務持続性等について、その当時のご見解を話してもらい、その時点では IMF では中レベルとのことで、まだまだ持続性があるとの説明をして頂いた。こちらの方からは現地を見てきた者の立場として、やはりそんなには楽観できる状況ではない、債務の面もそうだし、ガバナンスとの関連性においてもリスクはあると問題提起をした。今回その後におそらくご存知だとは思いますが、4月に債務が隠されていたことが発覚して、最新の情報で23億ドルくらいのものが発覚していると報告があがっている。そういう中で格付け会社の格付けも下がっているし、IMFもいったん供与を停止しており、状況が変わった中で改めてリスク予防や債務持続性について、どのようなご見解をお持ちか、議論を喚起するため提案をさせて頂いた。

資料については読んでいることを前提とさせて頂いているので読み上げることはしないが、最後の質問の(3)においては TICAD が行われるにあたって債務供与再開以降 2015 年度までにアフリカ地域に供与された円借款額についてのデータの共有をお願いしており、ここでデータを見せて頂ければと思っている。これは議論の論点というより情報を頂きたいとのことで挙げさせて頂いた。最初はここに挙がっている質問等にお答え頂くのが議論を進める上で良いと思っている。

MOF 氷海：

実は私が NGO 協議会に参加するのは 12~13 年ぶりで、当時は開発機関課のアジア開発銀行担当の係長をしていた。当時はこんなに立派でない小さい部屋で議論していたが、今日の参加者の中にはその当時お会いした方や、その他の仕事でお世話になった方も見受けられる。モザンビークの質問を頂いているが、頂いている質問のうち最初の 2 つ、全体的な部分について若干お話しし、その後、円借款の債務持続性等についてはまた別の担当からお話しさせて頂きたい。

最初のアフリカ諸国への債務放棄総額だが、お示し頂いた 2 兆 1651 億円の債務放棄総額の内訳として、アフリカ諸国の債務放棄総額が 8639 億円となっている。これはアフリカ諸国の分を 2 兆 1651 億円から抜き出したデータだ。この数字自体にどう思われるかは皆さん色々な思いがあると思うが、次の質問にも関連するが、いくつか債務放棄のスキームがあって、その中で地域別の特徴も若干あるので、そういう観点も踏まえた 8639 億円との数字だと思っている。

2 点目の質問だが、債務放棄に至った原因だが、この話はひょっとすると前回もこういう話が出たかもしれないが、まず債務放棄に関しては、債務国が、例えば IMF や世銀といった国際機関もしくはパリクラブ所謂 2 国間、そういうところに債務救済の要請を行うのがまず 1 つのプロセスの前提になる。逆に言えば、国際的な場に来ないうちに我々の方で独自に何か債務救済を実施することは無い。債務国が国際機関やパリクラブに債務救済、削減も含むかもしれないが、要請する理由だが、これは経済情勢の悪化だとか天災、最近では台風、ハリケーンとか、そういうものや、あとはもちろん色々な国からお金を借り

ていて、債務管理能力がまだ十分でなかったとか、様々な理由がある。債務国の状況によっても違うし、また1つの理由だけでなく複合的なかたちだとか、実際のところ様々なかたちでの理由が考えられるので、一概に言うことは出来ないと思う。もちろんそれがどのくらい、本当にその理由なのかも正直、こうじゃないかというのは考えるにしても、なかなかこうと一つに規定するのも難しいところはある。

そういう意味で債務救済を行う理由というのは一概には申し上げられないが、アフリカ諸国への債務救済というか債務放棄について言えば、これは皆さん十分ご承知だとは思いますが、1970年代、国連UNCTADの下にあるTDB（Trade and Development Board）での債務救済の決議や、1990～2000年代、サミットで合意をしたHIPCs、合意の過程においては市民社会の皆さんの運動があったのは皆さんご承知の通りだが、そのような国際的な合意を得た債務放棄のスキームをベースとして、それによって債務放棄をするのがアフリカ向けの債務放棄のほとんどを占めるところではある。

HIPCsも既に大分終わりつつあるところに来て、ここ数年は一段落した国が今度はどう発展するか、移って来ているのが現状だ。そこは皆さんもおそらく思っただろうが、なかなか一筋縄ではない。その過程で、大きく経済発展するためには何をしたら良いか。我々も円借款という1つのツールではあるが、そういうものを通じてやっているが、我々としては債務放棄については、基本的には「国際的な合意」、あとは「客観的な基準」というものをベースとして、債務放棄の部分もそうだし、さらに言えば円借款等援助を実施する方においてもそのようなところを基準としてやって来た。

MOF 織田：

続いて、質問3になるが、前回の協議に具体的に示して欲しいとの質問への回答が抜けていたとことで改めて回答する。円借款を供与するにあたって、財務省としては従前から、IMF・世銀の債務持続性の分析に代表される、客観的な判断材料に基づいて、この債務持続性も含めて、円借款供与の可否を検討しているところだ。私がアフリカ担当でもあり、アフリカは、例えばIDAの信号機があるが、赤色だとか、黄色だとか、そういった国がやはり多くあるのは事実で、債務持続性に関しては慎重に検討すべき国が多いのはお互いの共通認識かと思っている。そんな中で円借款の供与にあたっては、外務省、経産省、財務省の3省の合意を以て進めているが、そういった役割の中でこの債務持続性の検討とはまさに財務省に求められている役割だと認識している。平たく言えば、貸したお金がきちんと返済されるかを財務省としては特に重点的に見ている。債務持続性はいずれにしてもアフリカに限った話ではなく、全ての債務国の経済成長や、それから国際金融市場へのアクセス確保だとか、そういったことについても債務の持続性が不可欠であり、これを債務国がきちんと維持することが極めて重要だと意識している。これが私どもの方針だ。

続けて質問4だが、頂いた資料を色々と読ませて頂いたが、こういったことを踏まえて2005年以降に再開された円借款をアフリカ諸国に供与するにあたって具体的に配慮している点だが、アフリカといってもそれぞれの状況が異なる。国ごとに財務状況が異なるので、その国の案件に円借款を供与する、検討する度に、供与対象国の経済状況に見合う借入となっているか、そもそも円借款で支援する案件が現時点で本当に必要なのか、そういったところを踏まえて、実情をきちんと踏まえた支援となっているかを

財務省としても具体的に確認する。具体的にどういったことを見ているのかについては、先ほどの客観的な判断材料として、世銀・IMF が示している債務持続性分析では、例えば GDP 成長率、インフレ率、経常収支、財政収支、こういった推移を見て、その国がきちんと経済が安定しているか、それから財政の今後の見通しも見えているか、そういったところをまず確認している。

最後に債務持続性の観点からは、もちろん重要なところだが、公的債務残高、対外債務残高、外貨準備高、こういったところにやはり指標としては正直に数字が出るので、こういったところを見て、特に借入国の財政状況が改善に向かっているかどうか、その見通しがあるのかないのか。それを確認しているところだ。ここまでだと数字だけになってしまうので、皆さんが仰る通り、やはり現場感覚が重要であることは重々承知しており、具体的には相手国政府の、経済を動かすにあたっての政策運営をどうしているか、海外借り入れが高いとか、やはり財政改善に取り組んでいる国であれば、そういった改革努力をどのように行っていて、実際どのように実行されているか。こういった動向についても注視しており、こういった情報を、こういった場を通じて個別の国の状況を教えて頂くのはもちろんだが、在外公館、IMF・世銀の現地本部、民間の方々も含めた様々なチャンネルを用いて、情報の収集を行なっている。こういったところが具体的に配慮しているところになる。

あと質問頂いた中で、財務省のリスク分析にあたっての参考としている情報の妥当性だが、これはモザンビークを踏まえてのことと思うが、モザンビークについては、ご指摘の通り本年 4 月に Wall Street Journal の報道をきっかけに隠れ債務の存在が明らかになったことは私どももちろん承知しており、先ほどご説明もあったが、格付け会社が評価を格下げしていることも承知している。やはり私どもとしてもこのことは大変重く受け止めている。言ってみればこういった債務行為が発生した然るべきときにきちんと公表していなかった。これまでの情報だが、その一部は国会の事前承認無く保証が与えられている現状、こういったところを私どもとしても深刻に受け止めている。やはり財務持続性が大事だという点は、財務省がそこをしっかり見ていることを理解して頂きたいところだが、やはりマクロ経済の安定が重要で、そういった借入も含めた管理とか、そういったガバナンス、ご指摘されているところだが、そういった観点から今回公表された隠れ債務、それからその他の、モザンビークで言えば色々な国内動向があるし、今回の件が与えるインパクトについて、財務省としても、他のドナーとも協力しつつ、どうモザンビーク政府が信用を取り戻すか。モザンビークがやろうとしている所定のものの評価をやっていきたいと考えている。モザンビーク政府が、本件の債務問題の全容をまず明らかにしないとイケない。それから今失墜している国際社会での信用を取り戻すのがまず大事である。これが大前提と考えている。そのために IMF も調査をやると聞いているが、私どもとしてもモザンビーク政府との直接の協議をやるし、それからもちろん他のドナー、IMF・世銀といったところも含め、財務省としても適切に両方の情報・情勢の把握を行ないたいと考えている。

続けてだが、こういった状況の変化があったので、ご存知の通り IMF は予定されていた融資を一部中止しているし、6 月 16 日から 24 日に、問題の全容把握のためのミッションを IMF は派遣しているので、支援の継続については、日本も納得できる事実関係の開示、それからモザンビーク政府による然るべき対応が必要だと思っている。

ここからは個別の話になるが、モザンビークに対して累積 704 億円の円借款を行なっているが、この返済予定について、まずモザンビークに対しては 2007 年以降に円借款を供与しており、利払いは 2010 年 10 月より始まっている。今のところ利払いは順調な返済がなされている。元本の返済は、2017 年以降に発生するので来年からになるが、言わずもがな債務持続性が重要であり、もちろん円借款についてはこれまで利払いについて何も問題なく来ているので、このままきちんとした返済を継続させなくてはならない。

最後の質問のデータの共有だが、これは実は難題で、率直に言うと債務帳消しをしたのが国ごとに時期が異なるので、当然 1 つの国でも、この年この年としていたりして、実は算出が非常に困難。そこで、今回その代わりと言っては何だが、外部省の国別データブックだとか、それから JICA も、お手元に資料があるが、ご参考で恐縮だがアフリカ地域、北アフリカからサブサハラでまとめて、1973 年以降、2015 年までは累計して 2 兆 4078 億円の円借款を供与していることをデータとして示したい。少し繰り返しになるが、債務帳消しの時期が異なるので、各国ごとの数字を積み上げる必要があり、それで算出困難ということをご理解いただきたい。

高橋（清）：

私もこの会議に出るのは 15 年前くらい振りだ。その時に色々話し合っていて良かったのは、同じ開発のことを考える人間として喧々諤々、色々やっていた感じがあり、単なるアカウントビリティ、説明責任よりももっと踏み込んで、相手の人々にどう良くあるかという主体性や、責任制、当事者性と言っても良いかもしれない、そのくらいの気持ちで、やはりお金を貸す側の人間として当事者性も含めてだが、色々議論していたように思う。そういった意味で今回具体例としてのモザンビークの件を一つ、全体はアフリカの債務の話を見せて頂いたが、一つモザンビークで出させて頂いた。これは非常に深刻な状況で、今織田さんからご説明があったようにガバナンス上考えることが多い。その深刻さにどう向き合うかが、私たちの今日の質問内容になる。

一つは、今の状況の中でこういったメッセージを出すかだと思う。今、織田さんから説明があった債務削減の話の中で、ドナー関係をチェックするとの話の中で色々 GDP とかインフレとか経常収支とか仰っていたが、要は相手国の行政能力だと思う。その行政能力が、本当に返済できるかどうかのキャパがあるのか、今無いにしてもどうやって改善する可能性があるのかをチェックすることだと思っている。その観点から言うと、前回の協議会から今回の協議会の間に行っていること等を含めると、必ずしも行政能力が信頼に足りると思えないのだが、そこをどう判断したかをお聞きしたい。

もう 1 つの点は切迫性だ。そのまま放置しておいて良いのか、しばらく様子を見る段階にあるのかの判断に関して、私たちはかなり切迫性が高いと思っている。早い形で何らかのメッセージを出して欲しい。それは他のドナーに対するメッセージでもあるし、同時にモザンビーク政府に対するメッセージでもある。今 IMF もこういう風に貸し付けを中断する行動をとっているし、だとするならば他のドナーと足並みを揃える意味もあって、例えば日本はモザンビークを 2010 年、確か 700 億円の供与を安倍首相は約束

していたと思うが、例えばそういったものをいったん棚上げにするとか中断する行動があっても良いと思っている。その辺りのメッセージをどうお考えか。

もう1点は、今回私たちの資料の中で結構数字的なガバナンスの問題を出させて頂いた。難民が出ていたり、メディア関係の方や学者が殺されていたり、といった状況がある。そういった中で、リスクヘッジをそろそろ考えた方が良いのではないか。こういう状況を放っておく、つまりお金を貸している中でどういったリスクヘッジをするかをプロアクティブに考える必要があると思われる。それをどのように考えていらっしゃるか。

渡辺：

ほぼ高橋が言ったので、そんなに無いが、補足したい。何故リスクヘッジの話をしているかというと、当時債務帳消しに至った過程で、ジュビリー2000の運動が世界的に起きた時に、貸し手側の責任が問われたと思う。先ほど氷海さんからご説明があったと思うが、債務帳消しに至るプロセスとしては確かにテクニカルとしてはそういう側面もあったと思うが、やはりドナー国として債務の起源自体が不公正だった中で貸す中で、現地では貧富の格差が拡大したり、ガバナンスが悪化したりした。その結果、債務帳消しという背景があって、それが具体的に今回どのように活かされているかと思いこのような質問を出させて頂いた。

やはり前回学んだ話が合って、今回こういうことがあるなかで、次に起きないようにということがある。どういう風にリスクヘッジをするのか、今こういう状況がある中で具体的なメッセージをどうやって出すのかを、具体的な対応を考えて頂きたく出している。ガバナンスの問題というのは切り離された問題ではなく、債務返済のために色々な事業が必要な中で、本当に人々が裨益するための事業、開発は本来そうあるべきものだと思うのだが、やはりこのガバナンスの状況の中で無理やり返済のために事業を行なうことで、人権侵害が起きることがアフリカで既に多く見られている。ぐるぐる回って悪循環になっている。それを切り離すしかないと思う。

森下：

今高橋さんが何らかのメッセージを出すことの重要性和仰っていて、それとも関連するが、さきほどのご回答の中で、適切な情報の把握をする必要性を感じていると仰っていたが、ガバナンス等に課題がある状況の中できちんとした情報とか現状を把握するために、これまでのやり方に加えて何か具体的な対応策を財務省としてとられているのか。実際とられているのであれば、その内容についてお聞かせ頂きたい。対外的に何か大きな発表・発信をする前にも、そういったところから始められると思ったので、その辺りをお聞かせ願いたい。

MOF 氷海：

私はパリクラブを担当しており、どちらかと言うと私は二国間の事案よりもマルチ（多国間）の事案を担当している。日本の円借款の話は織田からすると、まず今マルチの枠組みで議論されている事例をご紹介したい。まさに渡辺さんが仰ったように色々な経緯があった後、今このような状況の中で、貸

し手側がどうあるべきか、どう対応すべきか、この対応は実は今始まった話ではないが、今までも債権国の中では色々してきた。

今パリクラブの中で1つトピックとしてあるのは、先ほども若干申し上げたが、HIPCイニシアチブを、もう Completion Point に到達し、いわゆる「HIPC を卒業」している国がほとんどを占めて来ている中、その卒業国の一部には再び債務の積み上がりを増し、そのペースが上がってきている国が見られる。こういう国をどうしたら良いか、我々は債権国なので、債権国として何ができるのかを色々考えていて、これは試行錯誤なので最終的に成功するかは分からないが、その中で1つ、今パリクラブでやっているのが、これはパリクラブのホームページにも書いてあるが、年1回、秋に「パリフォーラム」と呼ばれる会合を開催している。パリクラブというのは債権国の集まりだが、この「パリフォーラム」においては、そこに債務国も呼び、債権国と債務国がお互い思っているところを話し合う試みを3、4年前からしている。

その中で債権国側の意識として HIPC を卒業した国の債務の積み上がりをどうしたら良いかはやはり課題として取り上げられている。詳細まで掲載されているかどうかは分からないが、パリクラブのホームページにも「パリフォーラム」を実施し、またそこでどのような議論が行われたのかについて若干載っている。興味があればご覧頂ければありがたい。このようなかたちで債権国が貸し手としてどうしたら良いかについて、試行錯誤ではあるが我々も議論を引き続き行っている。その中で確かに「債務の積み上がり」の理由として、1番最初にも申し上げたが、ガバナンス等も複合的な理由として考えられるかもしれない。そういった債権国からの意見も踏まえて、債務国としてはどう考えるのか、というような形で意見をぶつけることを行っており、G20 においてもコミュニケ等においてこのような取り組みを続けるべきだとされている状況がある。

MOF 織田 :

なかなか重い課題だと受け止めている。ご質問頂いたのはどういったメッセージを出すか、どういったリスクヘッジ、予防を行なっているか、加えて何かしているかだが、大変重要なところだと考えている。まずどういったメッセージを出すかだが、ご提案があった例えば700億円を一時サスペンドするののも一案ではあると思う。それからこういった状況なので円借款供与も状況を見ることを1つのメッセージにはあげている。もう既に現地でも動いているので、具体的なメッセージをどう示すかはIMFもモザンビーク政府からどういったことを求めるか、そういったことをまさに議論中なので、そこに対して日本もきちんと入って、IMFが今行なっていることをきちんと反映させていきたいし、あとは2国間として外務省にも相談してやっていきたいと考えている。

リスクヘッジは予防策だが、やはりガバナンスがしっかりしていないと駄目なので、今、こういうことが発覚して自国政府として何をしようとしているのか、やはりここがオーナーシップの観点からとても大事だと思っている。自国政府としてやろうとしていることが不十分なのか、満足いくものかどうか、少し足りないのであれば、やはり技術協力といった観点からIMFも行うし、JICAのツールもあるので、そういったことをやらなければならないと考えている。加えて日本政府として何かをしているかについ

ては、現地では一般財政支援の G14 という枠組みがあり、既に発表もしているが、一般財政支援を日本はしていないのでこの G14 には入っていないが、実際にはこの G14 の動きに日本も入って、やはりドナーとしての統一した動きが大事であるし、これは日本としてもこれまで無かった新しい動き。実際には状況が動いているので、現時点では断定的なことは難しいが、こういった方向で引き続き見届けていきたいと思っている。

高橋（清）：

一言だけ。話を広げるつもりはないが、2 年前に行った円借款の迅速化の改革の中で、セクターローンという、1 つのセクターにまとめてボンと出すかたちにしたと思うが、これは良い意味のメッセージを出す 1 つのツールだと思っている。今回も、モザンビークに対し 700 億円を出したわけだが、それだけ相手国に対するインパクトを私たちは出せる訳なので、そこをどういう風に活用するかを、積極的な活用という意味合いでも是非このことを考えて頂きたい。

渡辺：

多分ここで答えようがないと思うが、今ちょうど色々ご検討されているのかと思うが、どういうタイミング、条件になったら最後に織田さんがおっしゃっていたような結論を出すのかよく分からない。このまま様子見がずるずる続くのではと思われるが、その辺りはどうか。

MOF 織田：

正直回答が難しいが、節目、節目があるので、まずは IMF が調査中なので、まずそれが終わるタイミングが 1 つ。それから G14 としての動きがある。それから大きなイベントとしては TICAD VI があるので、もし 2 国間のバイ会談があれば当然そこで話はする。そういった節目を通じてやることになると思う。

議題 4：栄養改善について

地引：

SUN の信託基金について質問したい。G7 伊勢志摩サミット成果文書の「食糧安全保障と栄養に関する G7 行動ビジョン」でも SUN との連携について言及があり、私たちも SUN がとても重要なパートナーと考えている。4 月に開催されたセミナーでも事務局長のラズベンさんにお越し頂き講演して頂いたところだ。そのように言及して頂きとても感謝している。SUN の信託基金について質問だが、2009 年より財務省より世銀に拠出されて、信託基金になり、SUN の事務局の設立に貢献されたと聞いている。他方で SUN 事務局がジュネーブにあり、そちらにも小規模な基金がある。3、4 か国と国際機関が少額の予算を拠出していると承知している。それは主にモニタリング評価に使われていると聞いている。このように 2 つ基金があるので、外部からは分かりにくく、勉強不足で申し訳ないが世銀の中にある SUN の信託基金がどのような目的で使われているか、また今後拠出する予定があるか教えて頂きたい。もう一つについては TICAD のナイロビ宣言では栄養に関する記述がなされると聞いている。TICAD に向けて先ほどお伝えした SUN 信託基金への拠出を含めて日本政府、もしくは財務省として具体的な栄養支援の予定があれば教えて頂きたい。

MOF 桑路 :

SUN 信託基金は、2009 年に世銀の中で設立されたシングルドナー基金。重度栄養不良国における栄養不良対策実施のための能力開発を目的としており、支援策を 3 つにフェーズ分けしている。まずフェーズ 1 はパイロットフェーズとして、重度栄養不良国の中から数か国を選定した上で栄養不良対策の政策策定や、実施能力の開発向上の支援を 2009 年から 2012 年の間で実施。アフリカ、ラテンアメリカ、南アジア地域等の栄養不良国に対して実施し、当初の数か国の想定を超えて多くの国で実施。

フェーズ 2 についてはフェーズ 1 を踏まえ対象国を拡大して政策策定、能力開発強化に加えて技術支援を実施予定。さらにフェーズ 3 についてはフェーズ 1、フェーズ 2 の実績をもとに、さらに規模を拡大してその効果が実証された栄養対策の実施を拡大することを想定。現在、フェーズ 2 に入っており、2016 年から 2019 年にかけて実施予定。現状、セネガル、コートジボワール、インド等における栄養不良対策における政策策定、支援国政府等への助言等を実施している状況。財務省はフェーズ 2 に 2000 万ドルの支援を実施。

G7 サミットの成果を受けた今後の更なる支援について、財務省としては先ほど述べた SUN 信託基金のフェーズ 2 が始まったばかりで、この枠組で引き続き支援を続けていきたいと思っている。更にフェーズ 2 の後のフェーズ 3 の活動については、フェーズ 2 の活動報告を受けた上で、どのようなものを具体的にを行うか検討したい。

最後の質問にあったナイロビ宣言を踏まえて、どのような取組みが行われているかについて、財務省としては、今申し上げた取り組みのほか、JICA 主導のもとで、「食と栄養のアフリカイニシアチブ」Initiative for food and nutrition security in Africa (IFNA) というイニシアチブが TICAD VI での打ち出しによって、検討が進められていると承知。このイニシアチブでは、栄養問題に対する国際的な関心の高まりを背景として、特にアフリカにおいては、喫緊の課題として捉えられていることを踏まえ、アフリカにおける飢餓と栄養不良を克服するために、科学的なエビデンスに基づき、栄養、教育、農業といったマルチセクショナル面からの支援を行なう国際連携スキームだと伺っている。このイニシアチブにおいて、支援対象国、政府、国際機関、NGO、民間企業と連携して、現場での栄養改善加速化に係る各種支援が行われる予定だと、JICA から伺っている。

高橋（真） :

SUN はマルチセクターで、しかもマルチステークホルダーへのアプローチであり、他のアフリカの国で日本の支援ではないかも知れないが、SUN のお金を使って、NGO も含めて、その国の保健等の様々な省庁が集まって、一緒に栄養を考える取り組みのきっかけになった例をいくつか聞いている。こうしたマルチの取り組みを促す、SUN 設立のきっかけとなった最初の信託金を日本が提供したことにまず感謝をさせていただきたいと思う。

議題 2 のプレゼンテーションに向けて財務省から出た質問（具体的に栄養改善にどのような支援が求め

られるか)への回答になるかもしれないが、ここでお伝えしたい。いろんな分野から栄養へのアプローチをすること、つまり農業や保健にも最終的なアウトカムの中の、栄養のインディケータを含めることで、いろんなセクターが栄養改善への相乗効果をもたらすことが可能なので、そのようなプロジェクトが大切だと思っている。また、IDAへの増資について前半お話をしていたと思うが、以前IDAの増資の時に、スタンディング(発育阻害)指標がIDAの投資の対象国を決める時の基本的なインディケータの中に入っていなかった。財務省との定期協議会の中で、こうした指標を含めるようにお伝えしたことで、財務省がIDAの方に働きかけてくださり、指標が取り込まれたと伺っている。SUNに限らず、国際機関への増資などの際に、基本的な指標を取る時に、栄養の事を考慮して、指標を入れると、相乗効果が表れることもある。様々な国際機関との交渉の中でこうした貢献も是非これからお願いしたい。

議題6：ラオス・ナムトゥン2水力発電事業(IDA、IBRD、MIGA、ADB)に関する世界銀行・アジア開発銀行の今後の関与について(1:54:00~)

東：

資料を2点追加させて頂いた。一つは、「なぜ日本政府はナムトゥン2水力発電事業を支援したのか」との記事と、もう一つは、最近ラオスで話題になっている首相令の失効についての資料である。この資料については、議論の中で時間があれば補足させて頂く。前々回にも、この事業の生計回復プログラムに問題があると意見交換させて頂いたが、昨年11月に外部専門家パネルによって出された報告書の中でこの生計回復プログラムには問題があるため、2年間延長する様にとの提言がなされている。質問としては、これを受けて世銀、ADB、そしてドナー国の日本政府として外部専門家パネルによって出された移転実施期間延長についてどのように評価しているのかだ。実際に世銀では、この報告書が出た後にステートメントを出しているが、その中で(世銀として)どういう対応を取るのかについては、全く明記されていない。その中で、世銀、ADBはどのような対応を取ってきたのか、またこれから取る予定なのか、それに対して日本政府としてはどの様に考えているのか。

2点目は、この事業における歳入・歳出管理についてだ。議案書にあげたように、もともとこの事業に対して、世銀が支援を決定する準備として、テクニカルブリーフが作られているが、これを見ると歳入・歳出管理の透明性を確保するように、しっかりとしたモニタリングのフレームワークが明記されている。世銀の主張としては、このフレームワークを通して歳入・歳出の透明性が確保されるので、この事業を支援するとし、日本政府としてもそれを受けてGoサインを出した根拠と理解している。質問としては、このモニタリングフレームワークは実際に今もしっかりと機能しているのかだ。もし機能しているのであれば、報告が上がって来ているはずであるため、世銀・ADBとしては、市民社会に対して歳入・歳出管理がどうなっているか、特にそれが約束されていたように貧困削減に使われているのか、きちんと説明責任を果たして頂きたい。もし機能していないとすれば、なぜそのような状態に陥っているのか、それに対して、世銀・ADBはどのような対応を取ってきたのか。

MOF 牧野：

世銀とADBに関してまとめて回答させて頂く。一点目に、POEの提言に対する評価と対応に関してだ

が、今回の2年間延長を軸とした提言を受けて、ラオス政府や NTPC、ADB 等の関係機関を招集し、ジョイントワーキンググループを開催し、そこで対応の検討を行ったと聞いている。結果、本延長件の移転住民の生計改善に関しては、サステナビリティの面が1番大きい、それを確保するために非常に重要で、世銀・ADB もサステナビリティが重要だと評価をしているとのこと。その上で延長期間に生計改善を2017年末までに完了するために必要な対策をまとめるアクションプランを策定することが決定されている。プランの中では、地元政府や POE 等支援機関のアドバイザー等の関係者は協議に参加した上でコンセッションアグリーメントの5分野、農業、畜産、林業、漁業、農業外収入をカバーした上で、かつその貧困層・脆弱層への対策の部分も含まれていると承知している。

世銀・ADB として、事業の支援者の責任を果たすために、今回の提言を受入れた上で、対策を策定して、実施に移すところに向けて、ラオス政府と共同して、共に働きかけていきたいと思う。日本政府としても世銀・ADB がこのような形で引き続きラオス政府に働きかけを行なうことが非常に重要だと思っている。そのような形で状況と今後の進境を見ながら、必要に応じて、世銀・ADB に対しても、我々からも意見を言う方針だ。

2点目の、モニタリングの枠組みが機能しているかのご質問だが、世銀・ADB が年次の監査ミッションを現地に派遣して、その中で歳入・歳出の管理政策について、ラオス政府に提言を行なって来ている。財務報告書や監査報告書は世銀・ADB に提出されており、その監査報告書の中で、事業収入が国庫に移管されることと、その相当部分が貧困削減のための事業に支出されていることを確認している。そのため、歳入・歳出のモニタリングの枠組みは着実に実施されていると考えている。この様な中で現状の管理政策がどうなっているかだが、現状2014年に導入した新たな財政管理システムの中で、事業支援が国庫に移転された上で、それが全て貧困削減のプログラムやプロジェクトに割り当てられる体制が現在は取られている。一方で、2014年の財政管理システムの導入前の段階では、歳入とプロジェクトの実施にまだギャップが残っている。これはラオス政府も解決しなければならない課題だと認識した上で、今回延長された2017年12月までに解消される対策を取るべきだと思っている。

そのような形で、世銀・ADB は、管理能力がまだ十分ではなく、その強化が必要であることに加えて、ご指摘のような透明性の向上にも課題が残っているとの認識の中で、先に申し上げたようなラオス政府へのこの事業に対する働きかけと Technical Assistance を供与して、政策全般を後押しすることに関与していきたいと考えている。引き続き我々としても、世銀・ADB への関与が重要だと思っており、この点に関しても、世銀・ADB と意見交換をしながら声明をして申し入れる。

公表に関してだが、まだラオス政府が公表していない訳だが、世銀・ADB から出されているものは、世銀・ADB から公表されるべきとの考え方もあるかもしれないが、この点に関しては、報告書の責任はラオス政府にあるため、同意なしに世銀・ADB が公表するべきではない。引き続き、財務報告書や監査報告書の公表だけではなくて、財務の透明性の向上全般に関して、世銀・ADB がラオス政府に支援することが大事だと考えている。

東：

いくつか事実確認をさせて頂きたい。POE の提言を受けて、生計回復プログラムの延長のアクションプランについて議論されているとのことだったが、スケジュールとしては（アクションプランは）どのくらいで出るのか。出てきたアクションプランは公開されるものなのか。それに対して、基本的には、生計回復プログラムの実施者はラオス政府で、そこに実施企業の NTPC がお金を出すのだと理解しているが、加えて世銀・ADB としては、例えば、Technical Assistance のような支援を検討しているのか。

財政管理システムに関してだが、2017 年までに延長されるのは生計回復プログラムだけではなくて、歳入・歳出管理に関する世銀・ADB の関与を 2017 年末までとの理解で良いか。

MOF 牧野：

まず対策のスケジュールが公開されるのだが、今年の 5 月に関係者で会合を開き、今現在、実際の業務が始まっていると聞いている。具体的にいつまでに完成させるかに関しては認識していない。その点に関しては、世銀・ADB とやりとりをしながら確認していきたい。そのため、公開されるかに関しては、存じ上げていない。中身のある対策が作られることが大切だし、それを非公開にするか、公開にするかも含めて意見交換したいと思う。生計改善の TA に関しては、本件に関して、完全にフォーカスを置いた TA そのものをやるかどうかに関しては認識をしていないが、いずれにせよ、世銀・ADB がラオス政府向けに行っている通常の Technical Assistance 全般に関しては、最終目標の大きな柱の一つとして貧困削減に取り組んでいるため、世銀・ADB のラオス支援政策とラムトゥンの生計改善がバラバラに動いているわけではないと考えている。歳入・歳出の TA に関して、現行の歳入・歳出に関する財務政策全般に関する TA は、世銀・ADB として現状取り組んでいるものがある。これから新しいものを行なうか、これまでのものを継続するかに関しては、どちらもあり得るとは思うが、いずれにせよ、2017 年で終わりではなくて、今後ラオス政府が適切な財務管理政策を行なうため、世銀も ADB も今後も関与すると思う。

東：

最後の部分に関して、ラオス全体の歳入・歳出を見ることは継続して頂ければと思うが、事業に関しての歳入・歳出がどのように動いているかに関しても世銀としては今後も関わるとの理解で良いか。

MOF 牧野：

事業自体が 2017 年 12 月で終了しており、ウォッチするのがその時点までと思われる。その時点で、ラオス政府の歳入・歳出管理がちゃんと継続できるかどうか、そこで見極めつつ、2017 年で終わりとの一律のものではないと思う。

東：

アクションプランに関して、今議論がされていて、公開されるか分からないとのことだったが、2017 年 末までのもので、半年過ぎている。しかも生計回復プログラムなのでやってすぐ効果が出るものではないと思う。そのため、あまり悠長なことは言っている時間はないと思う。日本政府としても世銀・ADB を通じて、きちんとしたものが出るように後押しして頂きたい。出てきたものは、市民社会を含むステ

ークホルダーが見られるように公開することについては、ラオス政府の答えを待つのではなく、世銀・ADBとして積極的に働きかけて頂きたい。

歳入・歳出管理について、きちんとモニタリングフレームワークは機能しているとのお答えだったが、一方で2015年に世銀はプロジェクトに対して「Moderate and Satisfactory（やや不十分）」との評価を出している。その背景として歳入・歳出管理の透明性にも問題があることが一因だと思われる。前回の財務省協議の中でも、世銀としてはこの事業の歳入・歳出管理の透明性に問題があることを認識しているとのお答えだった。今後もきちんと見る必要があると考えている。

補足資料として配布させて頂いた「なぜ日本政府がこの事業を支援したのか」という記事は、世銀・ADBが支援を決定した2005年に財務省からご提案があって開かれた定期協議の臨時会合を受けて、私がまとめを作ったものだ。この中に書いてあるのが、日本政府としてはダムからの収入が貧困削減に回されることや、適切な社会配慮を世銀が行うことを確約したので、この事業を支援するとの説明を受けたことが書かれている。それに対して、私自身がこの時に書いたのは、財務省の担当者は、この事業に取り組むことはラオスにとってもチャレンジだけれども、これを支援するのが国際機関のミッションだと仰っている。一方で、チャレンジが失敗した時に、そのリスクを負うのはラオスの人々であり、この事業にミッションを持っている事業の担当者は、恐らく数年後には別の部署に離れてしまう。日本政府や国際機関が同じミッションを持って取り組めるかは非常に懸念があると当時考えていて、11年間この事業に対してのモニタリングを続けてきた訳だが、当時の懸念が現実になっていると感じている。

その点と関連して、もう一つ補足資料としてお配りしたのが、ラオスで今問題になっている首相令の失効である。参考資料で、ざっと内容はまとめてあるが、開発事業の補償と移転に関する首相令192号では、ナムトゥン2を支援するに当たって、世銀・ADBが様々な環境政策を支援してきた（なかで作られたものだ）。それによって、きちんとしたガイドラインであるとか、いくつかの首相令を含めて、政策が作られてきたと理解している。この移転に関する首相令だが、1つの大きな特徴として、（ラオスでは）土地に対して公的な権利を持っていない人はたくさんいるが、公的な権利を持っているかに関わらず、慣習的土地利用権を持っていれば、補償の対象になることが明記されている。全ては分析しきれてはいないが、最近同じ題名の首相令84号が出されて、そこには2005年に発行された首相令は失効する旨と、新しい規定は84号に基づくと書かれている。そこでは、実質的には慣習的土地利用権を持つ影響住民への補償が非常に困難になるような条項に書き換えられていると理解している。ナムトゥン2を通じて準備されてきた環境社会配慮政策が骨抜きにされている状況がある。これは、一義的にはラオス政府の問題ではあるが、ナムトゥン2を通じてこのようなものを作るのだから、リスクのあるチャレンジを支援する意義があるとしてきた世銀・ADB、そしてドナー国である日本政府にも責任があるのではないかと考えている。

MOF 牧野：

様々ご指摘頂いたところは、まさに我々も世銀も思っているところがたくさんある。スケジュールに関しては、一刻も早く作らなければならないことは世銀・ADBも意識をしているところである。我々も、

世銀・ADB とは非常に密に連絡を取り合っているのです、その部分については我々からも言っていこうと思う。公表のことに関しては、ご指摘の通り、村民にとって本当に意味のあるものが作られて、彼らにしっかりと共有されることが大事だと思っている。そう意味では、プランを策定するに当たって、村民もしっかり involve されて議論が進む状態であるので、そこはしっかり彼らの声を引っ張り上げつつ、彼らのためになるものを作って共有することが確保されるべきだと我々も考えている。

歳入・歳出管理に関しては、全くご指摘の通りで、現状かなり改善がされてきた部分は認められると思うのだが、管理能力の強化と透明性において足りていない部分があることは、世銀・ADB も強く認識して取り組んでいる。そのための働きかけを引き続き強化することが非常に大事であると思っている。首相令に関しては、恥ずかしながら初めて私は拝見したため、恐縮ではあるが、質問させて頂くと、元々の首相令は公的土地利用書がなくともとのことだったと思うが、それに対して新しい首相令は公的地方当局や関連機関による証明がなされる場合にはとなっているが、これは、実際に認められていたものが、元々の首相令が発行される前の状況に完全に戻ってしまうのか。現場の実態として、新しい首相令が出されたことによって、どれだけ彼らが不利益を被る等の情報をお持ちであれば教えて頂きたい。

東：

今回情報提供として挙げさせて頂いたが、これはまだラオス語でしか出ていないもので、NGO で英語訳を作って分析するのはこれからの作業である。それが出てきた時点で、また議論をさせて頂ければと思うが、この件に関しては、元々は慣習的な土地利用権を持っている人も補償されていると書かれていたものが、新しい首相令に「地方当局や関連機関による補償が証明された場合には補償される」との文が入ったことで、ラオスのように一党独裁で、なかなか地域住民の人が行政に対して、不満の声を挙げにくいところで、政府が行うプロジェクトや、企業と行政が結びついているものに対して、意見を言ってそれを証明してもらうのはほとんど不可能に近い状況が現地にあるのではないかと考える。

木口：

情報公開については、11 年間経っていて、歳入・歳出システムを導入して良くなったと仰っているが、こちら側から確認することは出来ない。この件はずっと議論しており、情報が公開されていないものが様々あることで、今回も議題に挙げさせて頂いているが、これを公開して、きちんと市民社会と議論することで、次のステップに向かうことができるはずであるため、是非これに関しては、強く働きかけをお願いしたいと思う。また、個別の件は別途ご連絡をさせて頂くこともあるかもしれないが、その時には、よろしくをお願いしたい。

東：

今の木口のコメントとも関連するが、この件に関しては、ラオス政府のアカウントビリティや透明性が足りていないのは言うまでもないが、それを支援してきた世銀・ADB、そして日本政府は、これだけやるので支援すると進んできたので、世銀・ADB、そしてドナー国政府のアカウントビリティも問われていると思う。最初に話にもあがったが、来年日本で ADB の臨時総会が開かれるタイミングでもあり、11 年経ってみて、POE のレポートが問題を指摘したこともあるため、是非このタイミングで、ドナー国で

ある日本政府としても、このプロジェクトで何ができて、できなかったのか、どういう約束を当時して、どこはできていないのか、それはどうしてなのかをきちんと検討する段階なのではないかと考えている。

議題 5 : G7 サミットを受けて租税回避の取組みについて

田中 :

パナマ文書関係で、タックスヘイブン等の問題が盛り上がったが、様々な資料を読むと、タックスヘイブン関係で、税が失われている金額は、日本円にすれば控え目に見積もっても、50 兆円ぐらいあると言われている。最も打撃を受けているのは、途上国であり、途上国からのキャピタルフライトも激しい。そういう中で、開発 NGO にとって、持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための資金として、何が課題かという去年の FFD3 で言われたのは、まず途上国の民間資金を導入することが一番の目標だった訳だが、しかし、民間資金動員の基盤が失われていると言えるのではないと思う。先進国においても、最も担税力のある大企業や富裕層が税を逃れていることは民主主義国家として、大ピンチである。したがって、財務省、国税庁としても、私達としても、このような担税力のあるところから、ビシビシと税を取って頂く思いは共通すると思うので、その様な立場で是非回答をお願いしたい。

MOF 池田 :

まず、来週京都で開催される OECD の租税委員会の本会合及び BEPS プロジェクト、大企業による租税回避を防止するための Base Erosion Profit Shifting についての対抗策を実施するためのいわゆる拡大 BEPS 会合を京都で開催する。これについての報告会を市民社会にも情報提供するようとの要望を受けた。本日お手元に配布している資料は、昨日うちの幹部が記者に対して京都会合に向けて背景・議論される事柄を網羅的に説明するために用意したものと全く同じ資料である。したがってこちらをご覧になれば、プレスの方に共有したものと同じものを、市民社会のみなさん、今集っていらっしゃるみなさんと共有することができる。今回カギとなる質問も頂いているが、また次回の NGO 協議会でも関連した質問を頂ければ喜んでお答えするし、窓口でも頂ければと思っている。このような形で随時、市民社会の皆様と情報共有して話を前に進めていきたい。

続いて拡大会合の主要議題の一つとして、いわゆる非協力地域のブラックリスト作成の基準をすることで、これの主旨は何か、これまでと何が違うのかとの質問を頂いた。これについてはお配りした資料の 3 ページ目に背景を書かせて頂いた。3 ページ目に大きく 3 つの流れがあり、これは最近の国際租税に関するあるいは租税回避に関する対抗策を書いたものである。この 3 つの流れが G20 など議論されているものである。ご質問頂いた、いわゆる税の透明性に関して非協力的な国・地域を特定するための基準は真ん中の流れになる。こちらにある通り、6 月 30 日の OECD の租税委員会で客観的基準を取りまとめることになっている。

これが今までの OECD のグローバルフォーラム等で作られてきたブラックリストと何が違うのかに関しては、恐らく 2 つある。1 つがこちらの流れを最後まで辿ると、時期未定とあるが、進捗の見られない国・

地域の防御的措置がある。これは G20 のコミュニケでは defensive measure という言葉を使っており、要するに制裁と捉えて構わない。すなわち情報交換をすと言って、実際に実行に移されないことがある一定の期間、特定の国・地域で認められた場合、制裁措置を検討する。これは今までグローバルで一致して one voice で合意されたことは恐らくこれまでで初めてだろう。

2 点目は、続いての質問と重なるが、これまでの税のブラックリスト等を作る時には透明性がひとつの基準であったが、新しく入ってきた話は自動的に情報を公開することが肝になる。すなわち、何か問題がありそうと考えた国税当局が個別にその情報に関して、相手国に要請するといった、要請に基づく情報公開だけでは恐らく中々見えて来ない部分も多いだろう。なので、金融機関が保有する非居住者の口座情報を一年に一度、まるごと一定のフォーマットに即して自動的に情報公開することが 2017 年、2018 年からスタートする。こういったことへのコミットメント状況あるいは立法状況は、ブラックリストを作る際の基準として恐らく活用されると考えられる。この 2 点が恐らく今までと大きく違うと考えられる。

続いて、今申し上げた自動情報交換に対するご質問をまさに頂いた。既にこちらの質問に書いてあるが、100 カ国以上の 101 カ国が 2017 年ないし 2018 年から金融講座の自動情報交換を始めることにコミットしている。具体的な名前はお配りした資料の 21 ページにある。21 ページをご覧になると、みなさんご案内のいわゆる軽課税、無課税国、オフショアセンターと言われる例えばケイマン諸島やバージン諸島なども全て入っている。そういった意味では非常に画期的であることは先ほど述べたことではあるが、こちらで指摘したように、まさに大量に自動的に交換される情報をいかに分析するかが非常に大きなカギになると思われる。そういった意味で国税庁の話ではあるかもしれないが、当局としてもしっかりとした体制、制度を整える必要があると考えられる。

続いて、先ほど田中さんが仰っていた途上国に対する支援の文脈について、租税回避あるいは過剰な節税に対して大きな被害を受けるのは、恐らく法人税から得られる国家の歳入に過度に頼っている途上国が大きな被害を受けているのだろう。こういったことを踏まえてより一層途上国が国際課税のルールメイキング等に入ることが大切ではないかとの主旨のコメントを頂いている。これに関してもまさに G20 で議論を続けていることであり、また日本としても非常に強く訴えているところである。

具体的に申し上げると資料の 24 ページに先般伊勢志摩で開催された G7 の首脳宣言の関連部分の引用がある。G20 で合意、踏襲された事柄が多いが、中でも強調しているのが税と開発といった部分である。下線を引かせて頂いた。途上国の税制、税務行政の能力強化は不可欠であるとの認識を述べた上で、1 つにはこちらに書かれているように、税に関する協働のためのプラットフォーム。これは主に UN と世銀と IMF と OECD の四者が共同で途上国の税関連の支援を提供するための一つの主要な役割を果たしている機関である。ばらばらで支援していても仕方ないので、しっかり情報共有しながら必要に応じてジョイントのプロジェクト、あるいは Technical Assistance、こういったものを提供するための、より組織的な取組みとして、これは新しく立ち上がりつつあるものである。より充実した中身になるように日本がコメントを申し上げてきた。

その際に、我々が一貫して申し上げているのは、このプラットフォームは国際機関だけで議論するのではなく途上国の政策担当者もしっかりと巻き込むこと。例えば、現場で実施されている Technical Assistance は上手くいっているのか確認をし、上手くいっていないのであれば、そのデザインをしっかり活かす、あるいはその経験を踏まえて国際課税のルールメイクを OECD がやられている部分に対して、途上国のニーズなり声が反映されるようなチャンネルを作ることで、率先して議論をリードしてきた経緯がある。こういったことをこれからも引き続き主張するとともに、このプラットフォームがしっかり活用されるよう注視したいと考えている。

私からお答えする最後の質問になるが、実質的所有者の透明性の確保についてもご質問を頂いている。先ほどご覧頂いた資料の 3 ページの最近の国際課税を巡る主要な 3 つの流れの中で一番右端にある、実質的所有者の透明性の向上。これは税の話でもあるが税の話を超えている部分も当然ある。金融口座の話だけでなく、法人あるいは法的枠組みのファンドやあるいは信託等、こういった取り決めに最終的に所有しているのは誰なのかと、そこをコントロールし、そこから最終的に利益を得ているのは誰なのかと。そういったことをしっかりと把握するための国際的な取り組みが今着実に進んでいる。10 月までにマネロン対策をずっと議論し、そしてモニタリングしている FATF。それから税の情報交換、これを Peer Review するグローバルフォーラム。この二者で共同しながら実質的所有者情報の入手、交換の執行をしっかりとするにはどうしたら良いのかを G20 に提案することになっており、まさに今こういった FATF、そしてグローバルフォーラムの場に日本が参加しながら議論が進んでいるところである。

日本については犯罪収益移転防止法に基づいて顧客に対する取引時の確認を義務化している。金融機関については、この法律に基づいて口座開設にあたって最終的自然人まで分かる形で本人確認をすることを義務付けている。また今あった金融口座の話だが、会社を作る際などの商業登記については主要な株主リストを添付書類として登記書にしっかりと提出することを義務付ける商法規則が改正され、10 月 1 日から犯罪収益移転防止法と合わせて施行されることになっている。こちらについては例えば株主構成が変わるなどの時にはしっかりと登記書の内容がアップデートされるので最新の必要な実質的所有者、法人ならびに法的取組みの実質的所有者のアップデートされた情報が登記書にしっかりと確保されているような状況が作られる。

MOF 片岡：

質問頂いている内部告発に依拠しない実質的所有者の透明性の確保のうち 2 点目の、日本では国外財産調書の未提出者が対象者の約 90%と推定されるが、この対策について数値目標を含めどのように考えているか、との質問に対して答える。平成 26 年末における国外財産調書について、その提出件数は昨年 6 月取りまとめ時点で 8184 件である。質問頂いている未提出者が対象者の約 90%であるとの推計については、国税庁としては承知していないが、国外財産調書は施行から 3 年目の制度であり、現時点で必ずしも調書の提出義務のある国外財産の保有者について完全に把握できているとは考えていない。国外財産調書について、質問にあったような数値目標を設定することは考えていないが、確実な提出をして頂く観点から調書の提出の有無等による加算税の加減の措置など制度上の手当が行われているところであ

る。国税庁としてはこうした点も含めて制度の周知、広報に努めるとともに、調書の提出義務があるにも関わらず未提出となっている方に対しては行政指導などによって適正な提出を促したいと考えている。

田中：

質問にあるアメリカの Domestic Tax Haven についてお答え頂きたい。

MOF 池田：

アメリカに関しては、先ほどの自動情報交換の部分のリストの 21 ページに名前が記載されていない。註 1 にアメリカについて書かれており、2015 年から FATCA というアメリカの法律に基づき、自動情報交換を実施するとの話である。FATCA の機能としては、この上の国々がコミットしているような自動的な金融講座の情報交換と似ているが、決定的な違いは、アメリカの方は海外のアメリカの情報を貰えるが、アメリカ国内にある外国人、例えば日本人の持っている口座情報は貰えない。ある意味片務的な形になっている。これについてはこれまで様々なフォーラムで、日本だけでなく他の国々も同様に双方向の形にしていけないといけないと申し上げてきた。最近 5 月の頭にアメリカのトレジャリーがステートメントを出した。何が書かれているかというと、FATCA については、これからの税の情報交換の透明性を高めるためには双方向のものにしていかなければならない。そのための法律改正のプロポーザルを議会に提出したので、早急に法的な措置を取って欲しいと、米国の財務省から出されている。そういう意味では米国の財務省も問題意識を持っていると我々財務省も理解しており、引続き米国財務省の取組みを注視して、また後押ししていきたいと考えている。

田中：

質問の中で BEPS も書きたかったが、時間がないと司会者に言われていたため抜かしていた。これだけ税について盛り上がっているのだから、国民が税を監視できるようにすることを、これを機に必要なだと考える。したがって、こういった立派な報告書、資料もあるので、改めて市民に呼びかけて説明会を開いて頂き、じっくり 1 時間 2 時間とお時間をとって頂きたい希望だがいかがが。

MOF 池田：

呼ばれれば私は行きたい。

外池：

今回議論にあがったと思うが、いわゆる日本では UN、世銀、IMF と一緒にプラットフォームにして、先進国と途上国の税の自動情報交換をしようと思うが、それとともにいわゆる OECD や G20 の中でプッシュされている BEPS のシステムの中でのプラットフォームが考えられている。しかし BEPS 自体には OECD 加盟国の 33 カ国が議決権を持って回っていて、ノーマティブに BEPS を 101 カ国に広げることで、最初の段階の BEPS の考え方で、制度設計を 33 カ国でまわって、それをどのようにして広げる時にプラットフォームが使われるのでは、制度設計の最初の時点では先進国だけ、いわゆる OECD 加盟国だけになってしまう。こういった問題への改革はこのプラットフォームの中でしっかりとレジティマシーを持って進められるかを聞きたい。また、このプラットフォーム自体がいわゆる市民社会を巻き込んでと明記

されていることは非常に素晴らしいと思うので続けて頂きたい。

MOF 池田：

少し誤解があるようだが、プラットフォームと BEPS は違う話である。まず BEPS に関して、33 という数字があったが、46 である。これは大事な違いであり、34 という数字はある意味正確であり、OECD の加盟国である。ただ OECD の加盟国だけで議論するわけではない。OECD の非加盟国で、G20 の加盟国であるインドや中国や南アフリカなどの新興国も意思決定に対して発言権を持って、投票権を持って参加している。しかし、同時に合意されたことは実行しなければならないと義務を背負いながら参加している意味でこれまでの OECD の中で行われてきた国際租税をめぐる議論、ルールセッティングとは恐らく大分 legitimate なものになっていると言える。

同時に、今度京都で新しく立ち上げる事項の実施に対して、プラス途上国を中心に数十カ国が入るわけで、そういった意味では足並みを揃えて実施することになる。BEPS プロジェクト全て合意され出来あがっているわけでは必ずしもなく、細部の技術的などところなど、議論しなくてはならない、決めなくてはならないことが結構ある。その場合に決まったことを実施する義務をイコールフットィングで果たすのであれば、途上国も数十カ国入る意味で、これまでの OECD を中心としたものと比べると、大分 inclusive で legitimate であると言える。

二点目にプラットフォームは別に BEPS のためにあるわけではなく、途上国の税制支援全般について議論して、底上げを図るための意見交換あるいは、ノレッジシェアリングのためのプラットフォームである。BEPS の意味が国際課税であるため、ある意味極めて応用問題である。他方でみなさんのほうが良くご存知かと思うが、途上国の現場に行くと帳簿の付け方やあるいは税務署など色々な組織等、あるいはシステム等、汚職の防止等、こういった極めて基礎的なところからキャパシティビルディングを果たしていかなければならない。関係している機関やドナーや市民社会がより連携して、何が上手くいって何が上手くいってないのかを含めてシェアすることが恐らく効果的であるだろう。そういう意味ではもっと広いと理解して頂きたい。

議題 7： バタン石炭火力発電事業に対する JBIC の融資決定と環境社会配慮ガイドラインの運用

鈴木：

質問書で提出させて頂いているので文書に書かせて頂いたことは割愛させて頂く。今回、お伺いしたいことは、6月3日にインドネシアのバタン火力発電所への JBIC の融資が決定したことに対する財務省の見解である。まずポイントとしては、融資決定前に人権侵害等色々な問題が出されていたにも関わらず、今回の融資決定に至ったところへの事前確認が甘かったのではないかと、についてどう考えるか。また今後事業が進むにあたって、住民たちのフォローをどうするかについて、監督官庁として財務省は JBIC にどう進めさせるかである。また大きな 2 点目は生計回復に関して、ラオスでも問題になっているが、今後の住民たちへの対策はかなり重要になるので、そういったことをどう進めるか、の点でお願いしたい。

MOF 前田 :

6月3日の本件への融資決定だが、JBICは融資決定にあたって、JBICの環境社会配慮ガイドラインに該当するかどうかを4回の現地実査、現地政府機関への確認、住民との面談を行なうなど入念に審査を行った。現地実査の際には外部のコンサルタントも活用しながら用地取得に伴う損失資産補償、生計回復支援策、地域住民への説明と情報公開、苦情処理やモニタリングを含む事業の実施体制など、JBICのガイドラインを満たすよう計画されていること、またその計画に沿った実施が図られるよう事業者によって努力がなされていることを確認し、今回融資に至った。またこの会でも度々ご指摘を受けている人権侵害等があったかについては、JBICとして事業者、スポンサー以外にも反対派の住民の方々や地元の代表者、県庁の関係者、警察、検察と幅広い関係者から聴取の上、結論としては脅迫等、客観的事実を確認するには至らなかったというものであり、財務省としても同じ認識である。

また問いの中の個別のポイントとしてフェンスの封鎖によって農民の収穫が妨げられた、とのご指摘については、任意売却に応じなかった農地は土地収用法に基づく収用が行われ、その後訴訟となったが、最終的に今年の2月24日にインドネシアの最高裁判所の判断として、それは法的に問題ないとされたことと承知している。一方で事業者は去年の12月に土地収用の宣言によって農地の所有権がPLNに動いた後も前地権者の利用を3月後半まで許容している。土地収用の影響を少しでも和らげるよう配慮がされてきたことと承知している。またJBICに確認をしたところ、3月以降も農民の方々がフェンスの中の農作物を収穫したいと言ってきた場合は、警備員と一緒にだが、フェンスを開けて収穫をさせて来たとのことで、現時点では未収穫の農作物はないことをJBICは事業者から聞いている。

また問いの中でガイドラインの具体的条項として生計手段を喪失する対象者との合意の上で実行性のある対策を講じられなければならないとの規定の関係では、土地収用手続きにおいては公聴会等、地権者との十分な協議、議会を経て適正な土地補償価格が決定されたことをインドネシアの国家土地局に確認した。この際の土地補償価格は1平方メートルあたり約10万ルピアと聞いているが、これは土地の再取得価格や手続き費用や農業生産利益等も吟味された水準であると聞いている。こうした損失資産補償が適正であることは、JBICが雇用した環境コンサルタントも確認している。

2点目の問いとして、今後のモニタリングについての質問を頂いている。事業者は今後、金銭補償、代替地の提供、手工業への支援、漁民に対する漁具の提供といった活動を実施することを記載した生計回復計画を作成していると認識している。財務省、JBICとしては、そうした生計回復計画を通じて、ガイドラインで規定されている以前の生活水準や収入機会、生産水準において、改善または少なくとも回復できるよう計画の実行性を担保することが重要であると考えている。具体的にはJBICとしては事業者に対して年2回環境社会面での報告書の提出を求める。またJBIC自らが年1回以上、現地実査に行く。また外部のコンサルタントをモニタリングにおいても活用して、特別なモニタリングチームを設置するなど十分な措置を行なうと承知している。

尚、問いには、事業者がこの点を怠った場合にはとあるが、環境ガイドラインに基づいて、環境社会配

慮に関して事態の改善が必要である判断した場合には借入人を通じて、プロジェクト実施体制に対して適切な対応を要求すると理解している。またガイドライン上、生計回復計画の実施が適切に行われていない時にはJBICは事業者に適切な対応をするように要求することが可能である。またこれもガイドライン上であるが、その要求があっても尚事業者の対応が不相当である場合には貸付実行の停止の措置を検討する、と理解している。

2番目について、これも問の中の前提事項の具体的な事実のご指摘で掘削作業に関する説明会がある。ご指摘の掘削作業の説明会の開催方法やその内容に改善の余地があったとのご指摘を踏まえて、今後本体工事についてはまた改めて説明会を行なうとのことだが、工事に係る説明会ではなるべく多くの方に参加して頂けるように事業者に対しては開催態様、内容をよく検討してもらいたいと考えているが、具体的にこのようにすべきである、といった具体的な改善点のご提案があれば伺いたいと考えている。いずれにしても環境レビューにあたっては住民へのヒアリング、説明会等が不適切、不十分であって、モニタリングに向けて改善が必要だにご指摘があった旨はJBICに伝えてあり、財務省としても真摯に受けとめている。JBICとしては先ほど述べたように、事業者からの年2回の報告書や自ら行く現地実査、外部コンサルタントを活用したモニタリングチームといった十分なモニタリングを実施すると考えているが、これまでご指摘頂いた点を踏まえて充実したモニタリングを実施させたいと考えている。また具体的にモニタリングをどうするかについてはこれも先ほどと同じだが、NGOの皆さまから具体的なご提案があればご教授願いたい。

鈴木：

ぜひこちらからも意見を言わせて頂いて、インドネシアにとっても良い形で進めたいと思う。一点モニタリング等に関して述べさせて頂きたいことは、現地でどのような状況になっているのかしっかりと把握しておく必要がある。今までのことを踏まえると、JBICの方で審査をした、現地で話を聞いたことと、我々が現地で見ている、実際に現地の住民と話していることと、かなり齟齬が出ていることがある。そういった点で、事業者から上がって来る情報をJBICがどのように把握しているのか、どういう理解を踏まえた上で判断を下しているかを、こちらが的確に理解した上で、お互いに正直なところでお話しさせて頂きたいと思うので、そういった形で情報公開、できれば生計回復プランに関しても内容を分かるようにして頂きたい。モニタリングの報告書に関しても何らかの方法で公開して頂きたい。

特に生計回復プランに関しては先ほど補償の話があったが、土地の売却資金に関しては住民に補償が出ているとのことではあるが、それはあくまで土地を所有している農民への話であって、漁民への補償に関してはまだ具体的なものが出ていない。生計回復プランが彼らにとって十分なものか内容が分からなければ判断ができないので、そういったところでは十分ご留意頂きたと思う。あと一つ、コンサルタントについても今までのJBICの対応からすると、なかなか我々も簡単には信じられない。不信感の塊になっているので、その点も是非考慮して頂きたい。

渡辺：

私は今回アフリカの議題で出させて頂いて、インドネシアは門外漢だけれども、同じようなことが起き

ているので、やはり一言申し上げたいと思い、コメントさせて頂く。JBIC が事業者を確認をして、違法、ガイドラインに反することはない等、色々なことを確認していると仰っていたが、事業を行っている本人たちに確認をしても、「はい、(ガイドラインに反することを) やっていた」とは言わない。また、コンサルティングのやり方も、本当に色々あって、やり方によっては住民の声がほとんど聞こえない状態で行われており、「じゃあ合意しました」というのは、既成事実のために使われることが、色々なところで既に事例として NGO の間では分かっている。財務省がやらなくてはいけないことは、今せっかく鈴木さんが見解を聞いているなかで、やはりこういった現地からの報告が NGO からあがったことを踏まえた上で、「じゃあ、どのように対応したいと考えているか」を考えることであり、「JBIC がやってないと言うのでやってない」ではなく、両方から情報が上がってきて、齟齬がある中で具体的にどのように対応するかであるか等、そういったところを真摯にご検討頂いて、ご解答頂くのが筋ではないかと、今の回答を聞いていて思った。

MOF 高杉：

色々ご指摘を頂いて、率直に受け止めたいと思う。これまで融資決定に至るまで JBIC の方で行なったガイドラインに基づく審査、例えば四度の現地実査、またその他関係者、事業者からのヒアリング等を行ってきたが、それが不十分ではなかったのかとのご指摘については、今後、しっかりモニタリングしていくとの強い考えである。また、この融資決定後のモニタリングも、せっかくやる以上、不十分なモニタリングだとご批判を受けることがないように、しっかりと、反対派住民の方や影響を受けている方からのヒアリングを含めてやっていきたいと思う。JBIC も今回融資決定にあたって現地実査を行なった際には、外部のコンサルタントも同行する形で行なった。その際には事業者から話を聞いているだけではなく、当然実際の関係者や反対派住民の方々からも話を聞いて、言い分が食い違うことは実際にあったが、その上で JBIC ないし外部コンサルタントなりの判断を下した。財務省としても、JBIC が具体的に誰からどういった話を聞いたのか、詳細に話を伺った上で、このガイドラインに照らして違反と言えるのかどうか慎重に検討を行なった結果、現時点では手続き的にやるべきことはやられているし、生計回復計画についても今後実行が重要であることは事実だが、価格の設定も含めてやはりコンサルタントによれば適正な価格の設定がなされている。一番難しい問題は、人権侵害、特に嫌がらせや脅迫等、こういった事実があったのではないかと訴えを JBIC 含めて耳にして、その点についてもやはりしっかり確認をしようと思ったが、この点に関しては現地の当局からの話も含めて総合的な情報を勘案して、クロとの断定はできなかった。そういった観点から、最終的に財務省として、この JBIC の融資決定にゴーサインを出した状況であるが、今後、生計回復計画が関係者に十分な説明がなされていないとのご指摘もあるので、当然直接の当事者である例えば漁民の方を含めて、あなた方にこれだけの補償、ないしは職業訓練等を行なう用意があることについて事業者からさらに十分な説明がされるように JBIC を通じて働きかけていきたいと思うし、それ以外にも、人権侵害行為等行なわれないう、また、生計回復計画が実際の生計回復、改善に結び付くとの点がしっかり確保されるように、事業者を通じてのみならず、JBIC の現地実査、外部コンサルタントの活用、これの内容を充実したものにしたいと考えている。やり方については今後具体的に検討するが、皆さまからのお知恵も頂きつつ、少なくとももしっかりとしたやり方ができるよう考えていきたい。

渡辺：

黒と判断が出なかったと仰っていたが、今のコメントを拝受していると、恐らく白との判断もでなかったのではないかと思う。また住民との意見が食い違っていることはご認識だったのであれば、やはりそういう中で融資を決定されたことに、住民に近い立場で活動する我々NGOとしては疑問を持たざるをえない。一回決まってしまったもの、行われてしまったものを、その後回復することは非常に難しく、こういう状況で融資をするとの判断をされた中でモニタリングをしておっしゃられても、本当なのかと思わざるをえない。できる限り情報公開に答えて頂き、しっかりとテーブルについて今後のことを話し合うことが必要ではないかと思う。

鈴木：

我々からしたら黒にしか見えないものがそちらから見ると黒じゃないと見えるのは、もうどうしようもないが、我々は黒であるものは黒であるとの指摘を続けさせて頂くので、その辺は十分にご配慮願いたいと思う。石炭火力に関して、世界から非常に厳しい目線で見られていることは重々ご承知のことと思う。このバタン火力発電所の建設に関しても色々なところから見られており、我々日本のNGOの活動だけでなく、世界から注視されている。日本のやっていることが日本の事業として、汚点にならないように、そういった意味で、重々承知していらっしゃると思うが、また重ねてここで言わせて頂きたいと思う。田畑等は壊されたら戻らない。インドネシアだけでなく全体的なところを見てお考え頂きたいと思う。

議題 8：インドのダリパリ石炭火力発電事業における JBIC の環境社会配慮

田辺：

JBIC が検討中のダリパリ石炭発電所について 3 点質問をあげさせて頂いたので、それについてまずご回答頂きたいと思う。

MOF 前田

事業者から JBIC への返答が遅れていることについては、NTPC と JBIC の間の融資条件交渉が今まに行われており、まだそれがまとまっていない状況の中で、環境社会配慮面での確認に時間を要していると聞いている。JBIC としてはこれまでご指摘して頂いている点を含めて、JBIC の環境社会配慮ガイドライン上の問題がないと確認できない限り融資決定を当然行わないとのことである。JBIC には NTPC に対して引き続きしっかりと説明、確認をするように求めるとともに、JBIC 自身として事実関係を確定するために適切な方策をとるようしっかりと監督したいと考えている。

2 点目の現地での発破作業については、昨年 10 月に JBIC が現地実査に行った際には事業者、サブコントラクター、州の環境局から、このプロジェクトサイトの土地改変において、発破作業が必要なほど土地を深掘りする必要のない事業であり、発破作業がなされた事実はないと回答を得たと聞いている。しかし、今回ご指摘のオウリサ州高裁の中止命令、こういった資料のご提示があったことを含めて、JBIC として改めて NTPC に事実関係を確認しているところなので、まだ JBIC としても発破作業がなかったとの認識で固まっているわけではなく、現在も引き続き確認しているとのことである。

3 点目については、これまでも何件か融資をしている NTPC だが、NTPC についてはご指摘の通り、タリパリの案件については回答が遅れていることは事実であるが、他の案件についてはこういった環境社会配慮を含めて合理的な期間内に回答が来ない状況は生じていないと理解している。いずれにしても、JBIC が融資をするにあたっては、ガイドライン上問題がないと確認されることが大前提である。今後 NTPC が JBIC からの確認依頼に対して、適切な対応を行わない場合には、JBIC としてもガイドラインに基づいて、この融資はしないこともあり得る、と理解している。

田辺：

質問の 1 点目の融資契約の交渉中だとなぜ返答が遅れるのか理解できなかったの、改めてそこをご説明頂ければと思う。それから 2 点目は、10 月に行かれたとのことだが、最初の発破は 7 月から行われており、恐らくこれは住民にちゃんと聞き取りをすれば、発破作業が行われたことは分かるはずなので、やはり実査できちんと住民の話を聞いていないのではないかと疑わざるを得ない。また発破作業だけでなく、裁判では色々争点になっているが、昨日現地の弁護士から頂いた情報として、土地の補償は現地の政府関係者がしっかりと行なったと主張していたわけだが、実際には補償がされていないとのことで、裁判所から現地政府の虚偽発言ではないかとのことで、司法手続きに入るよう命令をされている。この補償についても以前 JBIC と協議した時には、補償は支払われていて住民の方は満足しているとの情報である。これも裁判所が認定した事実とのずれが、この発破と同様に補償についてもあることが分かったので、補足として説明させて頂いた。

MOF 前田：

正直申し上げると、私も JBIC にどうしてそうなのかを聞いている。JBIC としてはせっついていて側で、回答が得られていないので、正直私としても分かりかねることではあるが、財務省としても、融資の条件交渉と環境社会配慮のいずれについても、しっかりと確認が取れる、あるいは条件交渉がまとまることできないと融資が進まないはずなので、別に融資条件交渉がまとまっていないからといって JBIC において環境社会配慮の確認を止めておいて良いわけではないので、それに関してはしっかりとやるようにと監督しており、これからも引き続きそういったスタンスでそれについても確認するよう伝えておく。

田辺：

融資を申請する側が、環境社会配慮についてきちんと説明をしないでい続けることによって、結局地元の、例えば補償を受け取っていない方はそれだけその期間苦しい状況に置かれる。JBIC としては待っているスタンスだと思うが、それによって住民たちはさらに苦しんでいることをきちんとご理解頂いた上で、ある程度回答がない場合は、やはりこれ以上の融資検討は一度白紙に戻すなど、そういった対処が必要なのではないかと思うが、そのあたりはいかがか。

MOF 前田：

これも先ほどの繰り返しになるけれども、JBIC から NTPC に対してしっかりと回答するように、ということとは正当な要求であり。やるべきことなので、仮に合理的な期間、あるいは合理的でない回答等色々

あると思うが、合理的な対応がされないのであれば、当然 JBIC としても融資しないと考えている。